

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

シナノケンシの女性社員が、男性社員と同様に活躍し、会社事業ならびに地域社会への貢献を果たすため、以下のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

2024年4月1日から2027年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：管理職に占める女性の割合を2%以上に増やす

<取組内容>

- 男女の固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しなど職場風土の改善
- 昇格・管理職登用において、女性が満たしにくい運用等の見直し

<実施期間>

2024年4月～
2024年4月～

目標2：有給休暇取得率・・・管理職 70%台の維持 非管理職 80%台の維持 (非正規社員含む)

<取組内容>

- 勤怠システム活用により、有給休暇取得状況を可視化し対策に繋げる
- 有給休暇取得率が低い職場での有給休暇推奨日の計画

<実施期間>

2024年4月～
2024年4月～